



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年10月17日金曜日 第2008号外1

◇ 目 次 ◇

県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例等の一部を改正する条例.....	1
愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例.....	2
愛媛県核燃料税条例.....	9
愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例.....	10
愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例.....	12
愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例.....	13
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....	14

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例.....	15
愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例及び愛媛県県立博物館設置条例の一部を改正する条例.....	16
愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例.....	16
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	17
県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例.....	18
愛媛県政務調査費の交付に関する条例及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	19

条 例

○愛媛県条例第52号

県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

(県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部改正)

第1条 県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例(昭和23年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例	県議会議員の報酬 及び期末手当並びに費用弁償支給条例
第1条 県議会議員には、この条例の定めるところにより、 <u>議員報酬</u> 及び期末手当並びに職務のために要する費用の弁償として旅費を支給する。	第1条 県議会議員には、この条例の定めるところにより、 <u>報酬</u> 及び期末手当並びに職務のために要する費用の弁償として旅費を支給する。
第2条 <u>議員報酬</u> は、議長月額97万円、副議長月額87万円、議員月額82万円とする。	第2条 <u>報酬</u> は、議長月額97万円、副議長月額87万円、議員月額82万円とする。
2 委員長に対しては、前項の <u>議員報酬</u> に月額10,000円を加給する。	2 委員長に対しては、前項の <u>報酬</u> に月額10,000円を加給する。
第3条 省略	第3条 省略
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職若しくは失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者が受けるべき <u>議員報酬月額</u> 及びその <u>議員報酬月額</u> に100分の45の割合を乗じて得た額の合計額に、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)第2条に規定する知事等の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職若しくは失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者が受けるべき <u>報酬月額</u> 及びその <u>報酬月額</u> に100分の45の割合を乗じて得た額の合計額に、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)第2条に規定する知事等の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
第4条 <u>議員報酬</u> は、毎月中旬にこれを支給する。	第4条 <u>報酬</u> は、毎月中旬にこれを支給する。
第5条 省略	第5条 省略
2 前項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて本会議、 <u>委員会</u> 若しくは地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席した日又は会期中において議案調査等のために登庁した日に支給する旅費は、当該出席した日又は登庁した日1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、	2 前項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて本会議若しくは <u>委員会</u> に出席した日又は会期中において議案調査等のために登庁した日に支給する旅費は、当該出席した日又は登庁した日1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、

<p>公用車その他公用の交通機関を利用して全行程を旅行した者に係る旅費は、1,500円とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第7条 議員報酬及び期末手当の支給については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。</p>	<p>公用車その他公用の交通機関を利用して全行程を旅行した者に係る旅費は、1,500円とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第7条 報酬及び期末手当の支給については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。</p>
---	---

(愛媛県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 愛媛県特別職報酬等審議会条例(昭和39年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>

(愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議員報酬月額の30分の1の額</p> <p>(2)~(4) 省略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 報酬月額の30分の1の額</p> <p>(2)~(4) 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第53号

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(ゴルフ場利用税の不均一課税)</p> <p>第23条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、ゴルフ場が、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6条第1項に規定する国民体育大会及びその予選会並びに財団法人日本ゴルフ協会(昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。)又は同協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会で知事が定めるもの(以下この条において「国体等」という。)の出場選手(報酬又は営利を目的としないスポーツとしてゴルフをする者に限る。)の利用(国体等の競技又は公式練習としての利用(法第75条の3第1号に掲げる利用を除く。))に限る。)について、別に利用料金を定め、かつ、その利用料金を通</p>	<p>(ゴルフ場利用税の不均一課税)</p> <p>第23条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、ゴルフ場が、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6条第1項に規定する国民体育大会及びその予選会並びに財団法人日本ゴルフ協会_____又は同協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会で知事が定めるもの(以下この条において「国体等」という。)の出場選手(報酬又は営利を目的としないスポーツとしてゴルフをする者に限る。)の利用(国体等の競技又は公式練習としての利用(法第75条の3第1号に掲げる利用を除く。))に限る。)について、別に利用料金を定め、かつ、その利用料金を通</p>

常の利用料金の100分の80以下に軽減している場合に限り、当該利用に係るゴルフ場利用税の税率を同項に規定する税率の2分の1とすることができる。

常の利用料金の100分の80以下に軽減している場合に限り、当該利用に係るゴルフ場利用税の税率を同項に規定する税率の2分の1とすることができる。

(愛媛県立自然公園条例の一部改正)

第2条 愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定)</p> <p>第36条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人 _____、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(指定)</p> <p>第36条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2～4 省略</p>

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第3条 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第10条第1項(法第34条第5項において準用する場合を含む。)、<u>第14条の7第3項</u>、第29条、第44条第3項及び第45条並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>(社員の表決に係る電磁的方法)</p> <p>第5条 法第14条の7第3項に規定する条例で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの</u></p> <p><u>ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第10条第1項(法第34条第5項において準用する場合を含む。)<u>_____</u>、第29条、第44条第3項及び第45条並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p>

第8条 省略

第9条 省略

(事業報告書等の提出)

第10条 法第29条第2項の閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる規則で定める部数の書類を、同表の右欄に掲げる時期に知事に提出しなければならない。

Table with 3 columns: 区分, 提出すべき書類, 提出すべき時期. Row 1: 1 設立又は合併の認証を受けた場合. Row 2: 2・3 省略.

第11条 省略

第12条 省略

(解散の届出等)

第13条 省略

2 法第31条の8の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1)～(3) 省略

第14条 省略

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出して行わなければならない。

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

(市町が処理する事務)

第21条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)は、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。

(1)～(4) 省略

(5) 法第17条の3の規定に基づく仮理事の選任に関する事務

(6) 法第17条の4の規定に基づく特別代理人の選任に関する事務

(7) 省略

第7条 省略

第8条 省略

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条第2項の閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる規則で定める部数の書類を、同表の右欄に掲げる時期に知事に提出しなければならない。

Table with 3 columns: 区分, 提出すべき書類, 提出すべき時期. Row 1: 1 設立又は合併の認証を受けた場合. Row 2: 2・3 省略.

第10条 省略

第11条 省略

(解散の届出等)

第12条 省略

2 法第40条において準用する民法第77条第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1)～(3) 省略

第13条 省略

(清算終了の届出)

第14条 法第40条において準用する民法第83条の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出して行わなければならない。

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

(市町が処理する事務)

第20条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)は、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

(13)・(14) 省略

(15) 法第31条の8の規定に基づく清算人の氏名等の届出の受理に関する事務

(16) 省略

(17) 法第32条の2第3項の規定に基づく意見の陳述及び調査に関する事務

(18) 法第32条の2第4項の規定に基づく意見の陳述に関する事務

(19) 法第32条の3の規定に基づく清算結了の届出の受理に関する事務

(20) 省略

(21)～(27) 省略

第22条 省略

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

(11) 法第30条において準用する民法第56条の規定に基づく仮理事の選任に関する事務

(12) 法第30条において準用する民法第57条の規定に基づく特別代理人の選任に関する事務

(13)・(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 法第40条第1項において準用する民法第77条第2項の規定に基づく清算人の氏名等の届出の受理に関する事務

(18) 法第40条第1項において準用する民法第83条の規定に基づく清算結了の届出の受理に関する事務

(19) 法第40条第2項の規定に基づく意見の陳述及び調査に関する事務

(20) 法第40条第3項の規定に基づく意見の陳述に関する事務

(21)～(27) 省略

第21条 省略

(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～13 省略		1～13 省略	
14 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第18号の2から第38号まで及び第49号から第52号までの事務については、2以上の市町の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。)	保健所を設置する市	14 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第18号の2から第44号まで及び第49号から第52号までの事務については、2以上の市町の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。)	保健所を設置する市
(1)～(19) 省略		(1)～(19) 省略	
(20) 法第42条の2第2項、第45条第2項、 <u>第55条第7項</u> (法第57条第5項において準用する場合を含む。)、第64条第3項、第64条の2第2項及び第66条第2項の規定に基づく愛媛県医療審議会の意見聴取に関する		(20) 法第42条の2第2項、第45条第2項、 <u>第55条第4項</u> (法第57条第5項において準用する場合を含む。)、第64条第3項、第64条の2第2項及び第66条第2項の規定に基づく愛媛県医療審議会の意見聴取に関する	

事務

(20)の2 法第44条第3項の規定に基づく名称等の決定に関する事務

(21)・(22) 省略

(22)の2 法第46条の4第5項の規定に基づく仮理事の選任に関する事務

(22)の3 法第46条の4第6項の規定に基づく特別代理人の選任に関する事務

(22)の4 法第46条の4第7項第4号の規定に基づく監事の報告の受理に関する事務

(23)～(26)の2 省略

(27) 法第55条第6項の規定に基づく医療法人の解散の認可に関する事務

(28) 法第55条第8項の規定に基づく医療法人の解散の届出の受理に関する事務

(29) 法第56条の6の規定に基づく清算人の届出の受理に関する事務

(30) 法第56条の11の規定に基づく清算の結了の届出の受理に関する事務

(31)～(38) 省略

(39)から(43)まで 削除

(44) 省略

(45)～(52) 省略

14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。）

(1)・(1)の2 省略

(1)の3 法第44条第3項の規定に基づく名称等の決定の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに決定書の交付に関する事務

(2)・(3) 省略

(3)の2 法第46条の4第5項の規定に基づく仮理事の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並

保健所を設置する市

事務

(21)・(22) 省略

(22)の2 法第46条の4第3項第4号の規定に基づく監事の報告の受理に関する事務

(23)～(26)の2 省略

(27) 法第55条第3項の規定に基づく医療法人の解散の認可に関する事務

(28) 法第55条第5項の規定に基づく医療法人の解散の届出の受理に関する事務

(29)及び(30) 削除

(31)～(38) 省略

(39) 法第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第40条の規定に基づく名称等の決定に関する事務

(40) 法第68条において準用する民法第56条の規定に基づく仮理事の選任に関する事務

(41) 法第68条において準用する民法第57条の規定に基づく特別代理人の選任に関する事務

(42) 削除

(43) 法第68条において準用する民法第77条第2項の規定に基づく清算人の登記の届出の受理に関する事務

(44) 法第68条において準用する民法第83条の規定に基づく清算の結了の届出の受理に関する事務

(44)の2 省略

(45)～(52) 省略

14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。）

(1)・(1)の2 省略

(2)・(3) 省略

保健所を設置する市

びに選任書の交付に関する事務

- (3)の3 法第46条の4第6項の規定に基づく特別代理人の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務
- (3)の4 法第46条の4第7項第4号の規定に基づく監事の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務
- (4)～(7) 省略
- (8) 法第55条第6項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医療法人の解散の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務
- (9) 法第55条第8項の規定に基づく医療法人の解散の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
- (10) 法第56条の6の規定に基づく清算人の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
- (11) 法第56条の11の規定に基づく清算の結了の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
- (12) 省略
- (13)から(18)まで 削除

(19)・(20) 省略

14の3～38 省略

39 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この 大洲市、四

- (3)の2 法第46条の4第3項第4号の規定に基づく監事の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務
- (4)～(7) 省略
- (8) 法第55条第3項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医療法人の解散の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務
- (9) 法第55条第5項の規定に基づく医療法人の解散の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(10)及び(11) 削除

(12) 省略

(13) 法第68条において準用する民法第40条の規定に基づく名称等の決定の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに決定書の交付に関する事務

(14) 法第68条において準用する民法第56条の規定に基づく仮理事の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務

(15) 法第68条において準用する民法第57条の規定に基づく特別代理人の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務

(16) 削除

(17) 法第68条において準用する民法第77条第2項の規定に基づく清算人の登記の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(18) 法第68条において準用する民法第83条の規定に基づく清算の結了の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(19)・(20) 省略

14の3～38 省略

39 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この 大洲市、四

項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 省略 (17) 政令第12号の規定に基づく法第54条の3 _____ に規定する清算結了の届出の受理に関する事務	国中央市、西予市、久万高原町及び伊方町	項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 省略 (17) 政令第12号の規定に基づく法第55条において準用する民法第83条に規定する清算結了の届出の受理に関する事務	国中央市、西予市、久万高原町及び伊方町
40～62 省略		40～62 省略	

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p align="center">公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、<u>公益的法人等</u> _____ への職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は _____、次に掲げる団体であつて、当該団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第20条 この条例に定めるもののほか、<u>公益的法人等への職員の派遣等</u>に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p align="center">公益法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、<u>公益法人等(法第2条第1項に規定する公益法人等をいう。以下同じ。)</u>への職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>公益法人等</u>のうち、次に掲げる団体であつて、当該団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第20条 この条例に定めるもののほか、<u>公益法人等への職員の派遣等</u>に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

附 則

- この条例は、平成20年12月1日から施行する。
- 教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年愛媛県条例第47号)</p>	<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年愛媛県条例第47号)</p>

○愛媛県条例第54号

愛媛県核燃料税条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)の定めるところによる。

(納税義務者等)

第4条 核燃料税は、核燃料の発電用原子炉への挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の核燃料の発電用原子炉への挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条第1項の規定により経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日
- (2) 発電用原子炉について電気事業法第54条第1項の規定により経済産業大臣が行う定期検査の期間内に核燃料の当該発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、核燃料の発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税標準)

第5条 核燃料税の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料に既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。)の価額とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

(税率)

第6条 核燃料税の税率は、100分の13とする。

(徴収の方法)

第7条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第8条 核燃料税の納税義務者は、核燃料を発電用原子炉に挿入した場合には、当該核燃料を挿入した日から起算して2月(第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月)を経過する日の属する月の末日(第5条第2項の取得原価が確定しないこと、その他やむを得ない理由によって、同日までに申告納付することができないと認められるときは、知事が指定した日)までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第9条 前条の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正又は決定に関する通知)

第10条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第5項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納付手続)

第11条 核燃料税の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合には、当該通知書に係る不足税額(更正により増加した税額又は決定による税額をいう。)及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

(納税地等)

第12条 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、県税条例第3条第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税
核燃料税」と、

「(9) 固定資産税 償却資産の所在地」と、県税条例
 第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県核燃料税条例（平成20年愛媛県条例第54号）」とする。
 (規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(有効期間)

3 この条例は、施行日から起算して5年間（以下「有効期間」という。）その効力を有する。

4 この条例は、有効期間中における核燃料の発電用原子炉への挿入に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、有効期間経過後においても、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第55号

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例

愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 公文書の公開（第5条 <u>第17条</u>）</p> <p>第3章 不服申立て等</p> <p> 第1節 諮問等（<u>第18条</u> <u>第21条</u>）</p> <p> 第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（<u>第22条</u> <u>第30条</u>）</p> <p>第4章 補則（<u>第31条</u> <u>第38条</u>）</p> <p>附則</p> <p> （目的）</p> <p>第1条 この条例は、県民の知る権利を保障し、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、<u> </u>公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。</p> <p> （実施機関の責務）</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、<u> </u>公文書の公開を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。</p> <p> （公開請求権）</p> <p>第5条 何人も<u> </u>、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開<u> </u> <u> </u>を請求することができる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 公文書の公開（第5条 <u>第18条</u>）</p> <p>第3章 不服申立て等</p> <p> 第1節 諮問等（<u>第19条</u> <u>第22条</u>）</p> <p> 第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（<u>第23条</u> <u>第31条</u>）</p> <p>第4章 補則（<u>第32条</u> <u>第39条</u>）</p> <p>附則</p> <p> （目的）</p> <p>第1条 この条例は、県民の知る権利を保障し、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、<u>県民の</u>公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。</p> <p> （実施機関の責務）</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、<u>県民の</u>公文書の公開を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。</p> <p> （公開を請求できるもの）</p> <p>第5条 <u>次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。</u> <u>(1) 県内に住所を有する者</u></p>

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) その他実施機関(議会にあっては、議長。次項、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第37条において同じ。)が定める事項

2 省略

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第18条 実施機関(議会を除く。次条及び第20条において同じ。)は、公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 省略

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

第19条 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第20条 実施機関は、第18条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

第21条 省略

(設置等)

第22条 第18条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第40条の規定による

(2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 県内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 県内の学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 省略

(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 前条第2号に掲げるもの そのものが県内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 前条第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 前条第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

エ 前条第5号に掲げるもの 実施機関が行う事務又は事業にそのものが有する利害関係の内容

(3) 省略

(4) その他実施機関(議会にあっては、議長。次項、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第38条において同じ。)が定める事項

2 省略

(公文書の任意公開)

第18条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第19条 実施機関(議会を除く。次条及び第21条において同じ。)は、公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 省略

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

第20条 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第21条 実施機関は、第19条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

第22条 省略

(設置等)

第23条 第19条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第40条の規定による

諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～6 省略

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

（委員による調査手続）

第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の送付）

第27条 審査会は、第23条第4項又は第25条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

第28条 省略

第29条 省略

第30条 省略

第31条 省略

第32条 省略

第33条 省略

第34条 省略

第35条 省略

第36条 省略

第37条 省略

（罰則）

第38条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

諮問に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～6 省略

第24条 省略

第25条 省略

第26条 省略

（委員による調査手続）

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の送付）

第28条 審査会は、第24条第4項又は第26条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

第29条 省略

第30条 省略

第31条 省略

第32条 省略

第33条 省略

第34条 省略

第35条 省略

第36条 省略

第37条 省略

第38条 省略

（罰則）

第39条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例の施行前にされた改正前の愛媛県情報公開条例第18条第1項の規定による公文書の公開の申出であって、この条例の施行の際、これに応じるかどうかの処理がされていないものについての処理については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第56号

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Row 1: 別表(第2条関係) 1~3 省略. Row 2: 4 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業. Row 3: 5~17 省略.

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第57号

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を除く。))をいう。以下同じ。)に在学する者で将来医師として県内で地域医療に従事しようとするものに対し、奨学金を貸与することにより、県内の医療機関等における医師の確保を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 奨学金の貸与を受ける者(以下「貸費生」という。)は、県内の大学の医学を履修する課程に在学する者で将来県内の医療機関等(知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。)において医師としての業務に従事しようとするものの中から採用する。

(貸与の方法及び期間)

第3条 奨学金は、貸費生に採用された日の属する月から大学を卒業する日の属する月までの間、入学料に係るものについては知事が定める時期に一括して、授業料に係るものについては知事が定める時期に分割して、生活費に係るものについては毎月、それぞれ規則で定める額を限度として貸与するものとする。ただし、生活費に係る奨学金にあっては、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて貸与することができる。

2 前項の規定により貸与する奨学金は、6年分を限度とする。

(貸与の取消し)

第4条 知事は、貸費生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する者でなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績及び素行が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の休止及び保留)

第5条 知事は、貸費生が休学し、停学の処分を受け、又は留年したときは、休学し、停学の処分を受け、又は留年した日の属する月の翌月分から復学し、又は進級した日の属する月の分まで奨学金の貸与を休止することができる。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該貸費生が復学し、又は進級した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、貸費生が正当な理由がなく第10条に規定する学業成績表を提出しないときは、奨学金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第6条 知事は、貸費生であった者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修(以下「初期臨床研修」という。)を指定医療機関等において受けている期間(2年を限度とする。)、指定医療機関等における初期臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等(3年を超えない範囲で知事が認めるものに限る。以下「後期臨床研修」という。)を指定医療機関等において受けている期間(1年を限度とする。)及び指定医療機関等の医師としての業務(初期臨床研修及び後期臨床研修を除く。)に従事した期間の合計が9年に達したとき。
- (2) 指定医療機関等の医師としての業務若しくは指定医療機関等以外の医療機関等における後期臨床研修中の業務上の事由により死亡し、又はこれらの業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事することができなくなったとき。

2 前項第1号に規定する期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、規則で定める。

(返還)

第7条 奨学金は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該貸与を受けた奨学金の額につき年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を知事の定める日までに一括して返還しなければならない。

- (1) 第4条の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 貸費生であった者が、正当な理由がなく、大学の卒業後2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 貸費生であった者が、正当な理由がなく、医師の免許の取得後直ちに指定医療機関等における初期臨床研修を開始せず、又は中止したとき。
- (4) 貸費生であった者が、正当な理由がなく、指定医療機関等における初期臨床研修の修了後直ちに指定医療機関等の医師としての業務

(指定医療機関等における初期臨床研修を除く。)に従事しなかったとき、又は従事しなくなったとき。

(5) 貸費生であった者が死亡したとき(前条第1項第2号に該当するときに除く。)

(6) 貸費生であった者が心身の故障のため指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなったと認められるとき(前条第1項第2号に該当するときに除く。)

(7) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 貸費生であった者は、正当な理由がなくて奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還の債務の裁量免除)

第8条 知事は、貸費生であった者が死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなったとき(第6条第1項第2号に該当するときに除く。)は、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第9条 知事は、貸費生であった者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(学業成績表の提出)

第10条 貸費生は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表を知事に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第58号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 営業の施設の管理</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) 消費者からの苦情対応</p> <p>ア 消費者から販売食品等の異物の混入、異味、異臭等の苦情の申出があった場合は、苦情に対する原因究明を行い、苦情の内容が事実であると認めるときは、その結果を苦情申出者に情報提供を行い、必要に応じ、(11)イからエまでの措置を講ずること。</p> <p>イ <u>アの規定にかかわらず、法の規定に違反する食品等(製造し、加工し、又は輸入したものに限る。以下このイにおいて同じ。)に関する情報又は消費者からの健康被害(症状が食品等に起因し、又はその疑いがあると医師に診断されたものに限る。)に関する情報の提供があった場合は、保健所長等へ速やかに報告するとともに、必要に応じ、その製品の回収及び原因の究明を行い、再発防止のための措置並びに(11)ウ及びエの措置を講ずること。</u></p> <p>2 施設等における食品等取扱者等の衛生管理</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 食品等取扱者が一類感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 営業の施設の管理</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) 消費者からの苦情対応</p> <p>ア 消費者から販売食品等の異物の混入、異味、異臭等の苦情の申出があった場合は、苦情に対する原因究明を行い、苦情の内容が事実であると認めるときは、その結果を苦情申出者に情報提供を行い、必要に応じ、(11)イからエまでの措置を講ずること。</p> <p>2 施設等における食品等取扱者等の衛生管理</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 食品等取扱者が一類感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6</p>

条第2項に規定する一類感染症をいう。)、二類感染症(同条第3項に規定する二類感染症(結核を除く。))をいう。)、三類感染症(同条第4項に規定する三類感染症をいう。)若しくは新型インフルエンザ等感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。)の患者又は無症状病原体保有者(同条第11項に規定する無症状病原体保有者をいう。)であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(5)~(11) 省略

3~6 省略

条第2項に規定する一類感染症をいう。)、二類感染症(同条第3項に規定する二類感染症_____をいう。)若しくは三類感染症(同条第4項に規定する三類感染症をいう。)_____の患者又は無症状病原体保有者(同条第10項に規定する無症状病原体保有者をいう。)であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(5)~(11) 省略

3~6 省略

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第59号

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例

第1条 えひめこどもの城管理条例(平成17年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2(第6条、第9条、第13条、第14条関係)			別表第2(第6条、第9条、第13条、第14条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
省略			省略		
マウンテンバイク	省略		マウンテンバイク	省略	
四輪バギー	1人1回につき	800円			
児童用手こぎボート	1人1回につき	300円			
ロードトレイン	省略		ロードトレイン	省略	
小型ノンステップバス	1人1回につき	300円			
乗用バッテリーカー	1人1回につき	300円			
路線バス運転体験型遊具	1人1回につき	300円			
エア式大型スライダー	1人1回につき	300円			

第2条 えひめこどもの城管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2(第6条、第9条、第13条、第14条関係)			別表第2(第6条、第9条、第13条、第14条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
			ミニS L	1人1回につき	300円
省略			省略		
			マウンテンバイク	1人30分につき	300円
省略			省略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中えひめこどもの城管理条例別表第2マウンテンバイクの項の次に次のように加える改正規定（同表四輪バギーの項に係る部分に限る。）は平成20年12月1日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第60号

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例及び愛媛県立博物館設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例及び愛媛県立博物館設置条例の一部を改正する条例

（愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
名 称	目 的 及 び 事 業	位 置	名 称	目 的 及 び 事 業	位 置
省略			省略		
			愛媛県立南予 青年の家	共同生活を通じ心身ともに健全な 青少年を育成するために必要な教 育の実施	宇和島市
			愛媛県立東予 青年の家		西条市
省略			省略		

（愛媛県立博物館設置条例の一部改正）

第2条 愛媛県立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
省略		省略	
		愛媛県立博物館	松 山 市

附 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第61号

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例

愛媛県警察本部組織条例（昭和35年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（警務部の所掌事務） 第4条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) 省略 <u>(3) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に</u>	（警務部の所掌事務） 第4条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) 省略

関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

附 則

この条例は、平成20年12月18日から施行する。

○愛媛県条例第62号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～30	省略		1～30	省略	
31	道路交通法第92条第1項の規定に基づく免許証の交付	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>2,100円</u> （道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、 <u>2,100円</u> に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに200円を加えた額） (2) 省略	31	道路交通法第92条第1項の規定に基づく免許証の交付	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>1,650円</u> （道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、 <u>1,650円</u> に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに200円を加えた額） (2) 省略
32	道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>3,650円</u> (2) 省略	32	道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>3,200円</u> (2) 省略
33～37	省略		33～37	省略	
38	道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請に対	<u>2,550円</u>	38	道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請に対	<u>2,100円</u>

する審査			する審査		
38の2～64 省略			38の2～64 省略		
備考 省略			備考 省略		

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第63号

県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例

県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて本会議若しくは委員会に出席した日、会期中において議案調査等のために登庁した日（以下「出席日等」という。）又は出席日等の前日若しくは翌日（第2号イに規定する宿泊（天災その他やむを得ない事情により宿泊の必要が認められたものに限る。）をした日又はその翌日となる日に限る。）に支給する旅費は、当該出席日等又は出席日等の前日若しくは翌日1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、公用車その他公用の交通機関を利用して全行程を旅行した者に係る旅費は、1,500円（第2号イに規定する宿泊をした日にあつては、1,500円に同号イに掲げる額を加えた額）とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 招集地から居住地までの往復の行程の距離が10キロメートルを超える場合 3,000円に行程の距離10キロメートル又は10キロメートルに満たない端数を増すごとに370円（以下「行程距離加算額」という。）を加えた額（イに規定する宿泊をした日又はその翌日にあつては、3,000円に行程距離加算額の半額を加えた額を限度として議長が定める額）と次に掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 高速自動車国道、西瀬戸自動車道その他の有料の道路（議長が経路、時間、距離その他の事情を考慮して利用の必要を認めた区間に限る。）を利用した議員にあつては、当該道路の利用料金の額（支払った額の証明があつたものに限る。）</p> <p>イ 宿泊（議長が時間、距離その他の事情を考慮して宿泊の必要を認めたもの又は天災その他やむを得ない事情により宿泊の必要を認めたものに限る。）をした議員にあつては、別表に規定する宿泊料を限度として、当該宿泊に要した額（支払った額の証明があつたものに限る。）に食卓料に相当する額として議長が定める額を加えた額</p>	<p>第5条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて本会議若しくは委員会に出席した日又は会期中において議案調査等のために登庁した日 _____ に支給する旅費は、当該出席した日又は登庁した日 _____ 1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、公用車その他公用の交通機関を利用して全行程を旅行した者に係る旅費は、1,500円 _____ とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 招集地から居住地までの往復の行程の距離が10キロメートルを超える場合 3,000円に行程の距離10キロメートル又は10キロメートルに満たない端数を増すごとに370円を加えた額と高速自動車国道、西瀬戸自動車道その他の有料の道路の利用料金（議長が経路、時間、距離その他の事情を考慮して利用の必要を認めた区間に係るものに限る。）で、その支払った額の証明があつたものとを合算した額</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第64号

愛媛県政務調査費の交付に関する条例及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県政務調査費の交付に関する条例及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び第14項の規定に基づき、愛媛県議会議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成19年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例</p> <p>愛媛県議会議員の議員報酬月額、県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例(昭和23年愛媛県条例第30号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同項に定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例</p> <p>愛媛県議会議員の報酬月額は、県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例(昭和23年愛媛県条例第30号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同項に定める額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。